

公示番号：180622

国名：モザンビーク

担当部署：産業開発・公共政策部 資源・エネルギーグループ第二チーム

案件名：電力開発アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：電力開発アドバイザー
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年2月中旬から2021年3月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 1.40M/M、現地 8.00 M/M、合計 9.40M/M
- (3) 業務日数：
 - ・ 第1次 国内準備 4日、現地業務 30日、国内整理 2日
 - ・ 第2次 国内準備 1日、現地業務 30日、国内整理 1日
 - ・ 第3次 国内準備 1日、現地業務 30日、国内整理 1日
 - ・ 第4次 国内準備 1日、現地業務 30日、国内整理 3日
 - ・ 第5次 国内準備 1日、現地業務 30日、国内整理 1日
 - ・ 第6次 国内準備 1日、現地業務 30日、国内整理 1日
 - ・ 第7次 国内準備 1日、現地業務 30日、国内整理 1日
 - ・ 第8次 国内準備 4日、現地業務 30日、国内整理 4日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2019年1月30日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）
（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

（<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition.pdf>）をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年2月7日（木）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針

16点

②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ①類似業務の経験 28点
- ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
- ③語学力 16点
- ④その他学位、資格等 12点
- ⑤業務従事予定者によるプレゼンテーション 16点

(計 100 点)

| | |
|----------|---------------|
| 類似業務 | 電力事業経営に係る各種業務 |
| 対象国／類似地域 | モザンビーク／全途上国 |
| 語学の種類 | 英語 |

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

モザンビークの電力需要は、今後5年で8%の伸びが予想されており、安定した電力供給のための配電網に係る投資が必要となっている。また、その実施においては、電力事業に係る各種施設の適切な運転維持管理の他、送電や業務の安全配慮も十分留意が必要であり従事する技術者の能力開発も必要である。

モザンビーク電力公社（以下、EDM）は、国内の送電網に接続している地域への安定した電力供給を担っている。EDMは緊急、短期、中期、長期といった投資計画を更新するため、我が国に対し、開発計画調査型技術協力「電力マスタープラン策定プロジェクト」（以下、MPプロジェクト）を要請した。JICAはこれを実施し、電力分野における25年間の事業計画及び投資計画の見直しを図った（2016～2018年）。MPプロジェクトのファイナルレポートを元に構成されたマスタープラン（以下、MP）は、2018年10月にモザンビーク政府により閣議承認を得ており、今後、同計画を実施に移すためのMP実行ユニット（以下、MPIU）の設置が計画されている。しかしながら、円滑な実施体制の構築、ならびに将来的なソフト及びハード面の投資に際し直面することが予想される各種課題に対し技術支援が必要だとして、モザンビーク政府は我が国にアドバイザーの派遣を要請した。これらの課題に加え、各課題に共通する事項である短期的な財務面等の課題に対応するため、我が国は電力開発アドバイザーの派遣を決定した。

7. 業務の内容

本業務従事者は、EDMの安定した経営に必要な、以下の項目に関し、助言、支援、調整等を行う。

- ・MP実行ユニットによるプロジェクト実施
- ・財務分析に基づく開発、資金調達計画に係る助言
- ・短期的開発計画(2019-2021年)の再構築

なお、10. (1) ②に記載のとおり、一部の専門課題については、JICA が別途公示を行い、専門家を派遣することを想定している。

本業務従事者の具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間 (2019年2月中旬)

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、モザンビーク政府作成の関連報告書等を参照し、モザンビークにおける電力事業の現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力（特に MP プロジェクト）の概要を把握・分析する。
- ② JICA 産業開発・公共政策部（以下、JICA 産公部）及び JICA モザンビーク事務所（以下、JICA 事務所）と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ 業務全体のワークプラン(英文)を作成し産公部による確認ののち提出する。併せて、JICA 事務所にもデータを送付する。

(2) 第1次現地業務期間 (2019年2月下旬～2019年3月中旬)

- ① 現地業務開始時に、JICA 事務所、C/P 機関 (EDM) にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② EDM からモザンビークにおける電力事業に関する情報収集、ヒアリングを行い、財務面や技術面等を含む電力事業経営に関する計画や実施の状況を把握する。また、発電所等の関連施設の状況を把握する。
- ③ MP プロジェクトの終盤で設立支援を行った MP 実行ユニット(以下、MPIU) の組織・権限・責任の範囲について確認すると共に設置・活動状況を把握する。
- ④ JICA 事務所に現地業務結果報告書(和文・英文)を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

(3) 第1次現地派遣帰国後～第8次現地派遣前の各国内業務期間

現地業務結果報告書(和文・英文)を元に次期現地業務期間にかかるワークプラン(和文・英文)を更新し、JICA産公部に提出、協議する。また、JICA産公部にて承認後、英文版をC/Pに提出する。(C/Pへは次期派遣で現地に到着後に提出することも可とする)併せて、JICA事務所にもデータを送付する。

(4) 第2次～第8次現地業務期間 (2019年5月下旬～2021年2月中旬)

第1次現地調査の結果を踏まえ、以下の業務を行う。業務遂行の際は、結果が EDM の経営に十分反映されるよう、適切なレベルの C/P と情報共有、協議を行うこと。特に、最終現地業務において、将来的な方針・提言について EDM からの意見を踏まえて最終現地業務結果報告書として最終化できるよう、それ以前に各支援項目について EDM 総裁に対し説明、文書の確認依頼を行い、コメントを十分反映できる期間を確保すること。

なお、各種検討に当たっては、モザンビークの電力分野に対して協力を実施または検討している開発パートナーとの意見交換や調整を踏まえ、実現可能性の高い提言につなげること。

- ① MPIU の形成・活動支援

- (ア)MPIU の運営において必要となる意思決定フローに対し助言を行うとともに、その運営に必要な、中央官庁関係者の協議への参加を確認する。
- (イ)MPIU の運営が開始された後、EDM 内調整に必要な MPIU の事務局機能に関する指導および支援を行う。
- (ウ)MPIU の組織体制・スタッフ配置をレビューする。
- (エ)EDM が MP に基づき実施するプロジェクトにおける課題を分析する。
- (オ)EDM 総裁に課題への対応策等について提言する。

② EDM の財務状況改善に向けた技術支援

- (ア)電気料金改訂のシナリオ分析、影響評価を行う。
- (イ)短期的財務見通しについて分析を行う。
- (ウ)中期的開発投資ニーズを踏まえた財務想定分析を行う。
- (エ)EDM の予算の策定を支援する。
- (オ)中期的開発計画(2022-2029 年)が見直しされる場合は、計画策定に参加し、財務的観点から資金調達計画の取りまとめを行う。
- (カ)鉱物・エネルギー省（以下、MIREME）等との協議も見据え、EDM 総裁に対し資金調達計画について提言する。

③ MP 実現のための短期的開発計画(2019-2021 年)の再構築支援

- (ア)ナカラを中心とした北部需要への対応を検討し、開発アプローチについて EDM 内での合意を支援する。
- (イ)配電部門の投資ニーズ・金額・スケジュールをとりまとめる。
- (ウ)短期的開発計画を実施するための資金調達・財務戦略を検討し、EDM 内の合意を支援する。
- (エ)EDM 総裁に対し短期的開発計画について提言する。

④ その他

- (ア)JICA 事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

(5) 帰国後整理期間（2021 年 2 月下旬）

専門家業務完了報告書（和文）を JICA 産公部に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。各報告書の提出は電子データでも提出を行うものとし、協議で使用する印刷物は簡易製本（ホッチキス止め可）で別途必要部数を用意すること。

(1) 業務ワークプラン（全体及び各派遣時）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

【体裁】 英文電子データ（JICA 産公部、JICA 事務所、C/P へ）

(2) 現地業務結果報告書

各派遣終了時に業務進捗確認のために作成する。

【体裁】 和文及び英文電子データ（JICA 産公部、JICA 事務所、C/P へ）

ただし、最終現地調査における現地業務結果報告書（和文）は（3）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。また、第 4 次現地業務結果報告書（英文）

には C/P 機関に対する電力事業経営に係る提言を盛り込むこと。

(3) 専門家業務完了報告書（和文 3 部）

活動全体の成果を含める形で業務報告書（和文）を作成し、2021 年 2 月 26 日までに JICA 産公部に提出する。別添資料については、将来的な再活用に配慮した形式とすること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ヨハネスブルグ⇒マプト⇒ヨハネスブルグ⇒日本を標準とします。

(2) 戦争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>)を参照願います。

(3) 一般業務費

本件業務においては、コンサルタントに対し臨時会計役を委嘱する可能性があります。委嘱を受けた場合は公金の取り扱いに十分注意して管理すると共に、各派遣期間もしくは JICA 事務所が指定する一定期間ごとに必要額の申請、精算報告を行うこと。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は 2。契約予定期間等に記載の数値を上限とします。また、C/P 機関を含むモザンビーク政府公官庁職員の多くが休暇に入るため、12 月中旬から 1 月中旬の渡航は避けてください。

② 現地での業務体制

本業務に係る主たる現地業務従事者は本コンサルタントのみを想定しています。但し、送配電、施設の運転維持管理、安全配慮等の人材育成等、上記の業務内容と異なる分野についても EDM の経営における重要な要素となることが考えられることから、業務開始後の C/P との協議の結果、重要性・専門性が高い分野についての技術支援が必要と判断される場合、別途 JICA が専門家（0.5 M/M×2～3 名）の派遣を検討することがあります。現時点で想定される分野について提案がある場合は簡易プロポーザルに記載ください。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

- 第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 宿舎手配
第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
- ウ) 車両借上げ
なし
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
第1次現地派遣開始時におけるC/P機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。
- カ) 執務スペースの提供
EDMにおける執務スペース提供

(2) 関連資料

①参考資料

モザンビーク国 電力マスタープラン策定プロジェクトファイナルレポート
(JICA 図書館ウェブサイトで公開中)

<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000037039>

②配布資料

本業務に関する以下の資料を共有しますので、JICA 産公部資源・エネルギーG
(メール：ilgne@jica.go.jp) までお問い合わせください。

- ・電力開発アドバイザー 要請書
- ・モザンビーク国電力マスタープラン策定プロジェクト追加調査補強報告書

③本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) プレゼンテーションの実施

評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。

① 実施時期：2月4日(月)(予定)

(詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

② 実施場所：JICA 本部内会議室

(当日 JICA へ来訪できない場合、テレビ会議システムの利用や電話会議方式を認める場合がありますので、調達部までお問い合わせください。)

③ 実施方法：

- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事予定者以外の出席は認めません。

(4) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 90 日を超える派遣においては、公用旅券での入国が必要となります。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014 年 10 月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上